

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入予算額】 地方消費税交付金 228,000千円 (一般分 125,000千円、社会保障財源分 103,000千円)

【歳出予算額】 社会保障施策に要する経費 1,601,692千円

(単位：千円)

科目名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	町債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他	
社会福祉費	社会福祉総務費	139,166	18,944	0	4,837	3,766	111,619
	障害者福祉費	288,969	197,048	0	963	13,470	77,488
	老人福祉費	288,381	61,311	0	11,398	31,085	184,587
	社会福祉施設費	9,149	0	0	0	0	9,149
	国民年金費	4,944	3,174	0	0	0	1,770
	国民健康保険事業費	124,681	54,437	0	5,090	6,146	59,008
	地域福祉基金費	10	0	0	10	0	0
	介護保険事業費	189,317	1,163	0	5,452	25,506	157,196
児童福祉費	児童福祉総務費	111,180	52,685	0	10,228	5,244	43,023
	児童措置費	327,047	228,310	0	23,961	11,765	63,011
	子ども・子育て支援給付費	6,193	5,010	0	0	186	997
保健衛生費	保健衛生総務費	61,270	0	0	99	0	61,171
	予防費	42,380	494	0	3,448	5,166	33,272
	母子衛生費	5,954	230	0	0	666	5,058
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,051	2,026	0	0	0	1,025
合計	1,601,692	624,832	0	65,486	103,000	808,374	

※この内訳表は、引き上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については地方税法第72条の116により「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされているため、引き上げ分に係る地方消費税収を社会保障施策に要する経費へ充当する見込み額の内訳です。